秋季全国火災予防運動

!!!! 火災予防条例を !!!!　!!!! 守りましょう !!!!

来る十一月二十六日から十二月二日まで、一週間にわたって秋季全国火災予防運動が実施されます。

これから一年中で最も火災の多い時期に入るわけですがこれらの火災発生の原因は、大部分が個々の事業場や住居等です。特に居住専門の建物からの出火は、全火災の約五〇％を占めており、その出火原因については、こんろ、たばこ、弄火、たき火、こたつ等個人が使用管理すべきものが、圧倒的に多いことです。

なお、又消費生活の向上により、個人生活の分野において、電気、ガス、石油等の普及発展等により、特殊火災発生の機会が増大されたわけです。これらの現状にかんがみ、消防法の改正とあいまって、本町においても本年七月一日から新しい火災予防条例が施行されましたが、この条例の趣旨とその内容を知り、かつ守り、町から火災を発生させないよう一層の御協力をお願い致します。

◇火災予防条例の概要

この条例は、全文五十条から成り、公衆の出入する場所等の指定、火を使用する設備、及びその使用に際し火災発生のおそれのある設備の位置構造及び管理の基準火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生するおそれのある器具の取扱いの基準、火の使用に関する制限等火災に関する警報の発令中における火の使用の制限、指定数量未満の危険物の貯蔵、又は取扱いの基準、準危険物の貯蔵又は取扱いの基準、特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準、避難管理等火災予防上必要な事項が規定されています。その中から特に一般家庭における、ごく身近かな関係の規定をお知らせし、火災予防上の参考に資したいと存じます。なお、特殊な場合の規定については、役場又は消防団役員まで御問合せ下さい。

◇横芝町火災条例抜すい

一、かまどの位置

1建築物、工作物の可燃性の部分から安全な距離を保つこと。

2可燃物が落下又は接触するおそれのないこと。

3可燃性のガス又は蒸気が発生滞留するおそれのないこと。

4屋内に設ける場合は、土間又は金属以外の不燃材料で造った床上であること。

構造

衝撃や振動等により亀裂確損を生じないこと。

管理

1周囲は常に整理清掃に努め、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

二、ストーブの煙突

1支線、支わく、腕金具等で固定すること。

2屋上突出部は屋根から六〇センチメートル以上であること。

3先端から水平一メートル以内に建築物の軒があるときはその軒から六〇センチメートル以上高くすること。

4金属又は石綿の煙突は、小屋裏、天井裏、床裏にある部分を金属以外の不燃材料で防火上有効に覆うこと。

5金属、石綿の煙突は、木材その他の可燃材料から一五センチメートル以上離して設けること。

6可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は、眼鏡石をはめこむか、又は遮熱材料で覆うこと。

7薪、石炭その他の固体燃料を使用するストーブは、不燃材料で造ったたき殻受けを設けること。

8その他かまどの位置構造管理を参照のこと。

三、堀こたつ、いろり

1火床、内面は不燃材料で造ること。

2その他かまどの管理を参照のこと。

四、こんろ移動式のストーブ

1燃料の性質等に応じて可燃物から火災予防上安全な距離を保つこと。

2可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

3不燃性の床上、又は台上で使用すること。

4故障又は破損したものを使用しないこと。

5液体燃料を使用するこんろ又は移動式のストーブは使用中燃料を補給しないこと。

6本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

7周囲は常に清掃に努め、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

8液体燃料を使用するこんろ、又は移動式ストーブは漏れ、又はあふれた燃料を受けるため皿を設けること。

9燃料の容器は燃料の性質等に応じ、遮光し又は転倒若しくは衝撃を防止するため必要な措置を講ずること。

五、火鉢

1固体燃料を使用する火鉢は底に遮熱のため空間をおくか、又は砂等を入れて使用すること。

2その他こんろ移動式ストーブの項を参照のこと。

六、置ごたつ

1固体燃料を使用する置ごたつは火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上において使用すること。

2その他こんろ移動式ストーブの項を参照のこと。

火消つぼ

こんろ移動式の項を参照のこと、

アイロン及びコテ

1使用中可燃物の上に放置しないこと。

2故障、破損したものを使用しないこと。

喫煙

1禁煙、火気厳禁と表示した標識を設けてある場所で喫煙しないこと。

たき火

1引火性、爆発性の物品、その他可燃物の近くでたき火をしないこと。

2たき火をするときは、消火準備、その他火災予防上必要な措置を講ずること。

がん具用花火

1火災予防上支障のある場所で消費しないこと。

2貯蔵又は取扱う場合は、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施したおおいをし、炎、火花、又は高温体との接近をさけること。

七、火災に関する警報の発令中は

1山林、原野等において火入れをしないこと。

2煙草を消費しないこと。

3屋外において火遊び、又はたき火をしないこと。

4屋外において引火性、又は爆発性の物品、その他可燃物の附近で喫煙しないこと。

5残火（たばこの吸殻も含む）取灰、又は火粉を始末すること。

6屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

次のような場合は町長に届け出ること。

1火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為。

2煙火の打上げ又は仕掛け

3劇場等以外の建築における映画その他催物の開催。

4消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事。

平良兼とその「やかた」

天慶の乱で勇名を馳せた一世の風雲児平将門の叔父に当る人に平良兼という人がいたが、この良兼が上総介に任命されて、居館（やかた）を現在の屋形の地に設けたため、屋形という地名が残ったと云われている。

この「やかた」については、それこそ千年以上も前のことであり、確かな記録も残っていないため、詳しいことはわからない。

当時の屋形は、中央と北西の部分（現在の水田地帯）は一面の沼沢で野生の蓮が密生しており、東北には九十九里沿岸随一の栗山川が流れ、今の蓮沼村との境には谷川が竜立沼から太平洋にそそぐという状況で、誠に地形的に要害をなしていた。良兼もこの天険に着目して尾形の中央部で北清水寄りの小高い所にやかたを構えたものと思われる。

やかたといっても、平安朝の初期は、自然を形どり、土手や濠を廻した程度の書院造りの簡単なものであった。

なお、このやかたには三方に木戸が置かれていた模様で、東は栗山川の先（現在の光町木戸）西は北清水の入間後、南は蓮沼村の先（現在の成東町木戸）にあったことが、地名からも推定される。

交通も当時は、京都との往来にもっぱら舟便を利用していたので、栗山川を溯ってやかたの前に着船できたので、甚だ便利であったものと想像される。

良兼の家系は、所謂桓武平氏で、父の高望は人皇第五十代桓武天皇の曾孫で、宇多天皇の寛平元年に平の姓を賜って臣籍に下り、翌年五月に上総介に任ぜられた。この高望の男の子は悉く東国の国司や豪族となったので子孫はこの地方で繁栄したわけであるが、良兼も父の跡をついで上総介となってからは、屋形の地に居城を構え、上総下総一帯を支配していたものである。

丁度そのころ、甥の将門が領地の事から叔父の国香を殺すという事件があり、これからいわゆる天慶の乱が始まることになるのであるが、良兼も将門征討の軍を進め、常陸や北総の原野で将門軍と激戦を交えるが、将門軍の勢力が強く、遂に敗れてやかたに帰り、このやかたで、天慶元年に病疫してしまった。結局良兼は将門が討たれる前に亡くなったわけである。

遺骸は、館の北に葬り、墓標に山楊（やまもも）の木を植えたと伝えられているが、その墳墓の跡とおぼしき塚が字目篠前の畑の中に最近まであったそうである。

良兼の歿後、長男の公雅は、天慶の乱後、叔父の良文に領地を譲って伊勢国に移ったので、その後このやかたに誰が住み、どのようになつたかについては伝えられていない。

以上将門記、千葉大系図、房総通史等を参考に、平良兼のやかたについて拙文を弄したが、東総の一角、屋形附近地が平安時代の豪族の根拠地になったと云うことは、この土地に生を亨けたものとして誠に興味あることではなかろうか。（以上屋形海保忠氏の寄稿から）

〔参考〕

桓武天皇―高見王―高望―┬国香―貞盛
├良将―将門
├良兼―公雅
└良文―――┬忠通
└忠頼

たわごと

××××

栗山川を中心とした九十九里沿岸の小河川の川口で取れるシラス鰻は、目方にして約三千キロ、金額にして約一千万円位になる。取れたシラスは、ハイヤーに乗って大急ぎで、浜名湖附近に運ばれて行く。トラックや汽車で送ったのでは、時間がかかって死んでしまうのだ。大至急で、三〆匁でも五〆匁でも、夜取れたシラスは翌日ハイヤーに乗る。浜松までのハイヤー代が幾らかかろうが、そんなのは問題にしない。それ程シラスは高価な魚である。今年浜松で売買されたシラスは、一〆匁平均五万円、然も買ったシラスは、元気のよいのばかりではない。四〇〇キロもある処からの車の遠のりだ。池へ入れても死亡率は高い。それでも養鰻業者は、眼の色変えてシラスを求める。遠くは九州、台湾まで、理由は簡単、儲かるからだ。春、海から川へ上って来るシラスは、一〆匁で約二万匹から二万五千匹。これを池に入れると、翌年の夏は、三十匁から五十匁の成鰻になる。うな丼になるあれだ。成鰻の値段は、年によって相違があるが、大体一〆匁二千円前後、今年などシラスの不漁で、〆三千円、一匹一円か二円のシラスが、一年か二年で、一匹百円から百五十円となる。皆さんソロバンをはじいて見て下さい。養鰻業者が眼の色変えるのが判りましょう。

栗山川で取れるシラスが少く見積って年三百貫匁。このシラスを成鰻にすると、二割死んだと見て、十五万〆、約三億円、米にして約六万俵の売上げだ。これに必要な池は約百町歩から百弐十町歩。若しも、九十九里沿岸で取れるシラスを、横芝地先で成鰻にしたら、年間売上十数億円、決して出来ない事ではない。

横芝地先に年間十億の養鰻池地帯を作ると言ったら、狂人のたわごとと人は言うかな？（横芝漁業協同組合長 渡辺勅夫）

声のひろば

回覧板が廻って来ても、留守番が年寄だの子供の時には、意味がわからないので、止めていたり、見ないで廻したりするときがあります。

用件によっては期日におくれたり、知らなかったりして損をします。私は留守にしていて回覧板を見なかったので、会長さんに聞きにいったら、会長さんも内容をよく知らなかった事があります。もし、留守や子供達だけだったら、次の家へ廻すようにして早くみんなが見れるようにしてもらいたいと思います。それで留守だった家などには、後で教えてやるのです。

もう一つは、役場の方で、回覧板の紙をもう一枚余計に配って、会長さんの家で、帳り出して置けばよいと思います。

〔一町民より〕

第十四回「人権週間」にちなんで

毎年十二月四日から十日までは「人権週間」として、人権尊重の考えを広めるため、全国的に各種の行事が催うされます。いうまでもなく、人権を保障する制度は、古くはイギリスのマグナカルタ（一二一五）権利請願（一六二八）権利章典（一六八九）アメリカのバージニア権利宣言（一七七六）フランスの人権宣言（一七八九）などがありました。

また近代諸国の憲法においても、これらの人権保障の趣旨が受け継がれており、わが国の憲法でも、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として保障されるにいたりました。しかしわが国の現状は、まだ世界人権宣言の理想とするところからは、ほど遠いようで、とくに最近の傾向としては、人命の軽視、悪質な暴力の横行、法秩序を無視した集団暴力等、人権を無視し民主主義を根底から破壊するような風潮がきわめて多くなつてきました。この様な状態の下に〃人権週間〃を迎えることは一層意義あることといえましょう。

人権の尊重は、今日の人間生活にとって欠くことのできない基礎条件であり、全人類共通の願望であります。

▽人の名誉や信用をおもんじましょう。

▽この町から暴力をなくしましょう。

▽私達には学問、思想、宗教、職業選択の自由があり強制されることがありません。

人権を侵かされたときは、人権擁護委員に御相談下さい。

当町の人権擁護委員は中村淳氏（本町）平山清氏（長倉）です。

豆知識　太陽暦の採用

十二月は、陰暦では師走、極月と呼ばれていたが、明治五年（一八七二年）十二月二日の翌日に、明治六年一月一日になった。これは、いままでわが国で長く使っていた陰暦を使うことをやめて、世界共通の太陽暦を使うことにしたためである。そして、大陰暦を旧暦、今使っている太陽暦を新暦とよんで区別している。

太陽暦は、はじめ古代のエジプトでできたものであるが、ローマの皇帝ユリウスに認められて採用された。それまで、ローマでは太陰暦を使っていたが、エジプトの天文学者ソンゲネスの協力によって、太陽暦にかえたのである。

このときは、二月は二十九日か三十日、八月と十二月は三十日としてたが、その後何回か改良されて、現在の太陽暦となつた。一太陽年は、三六五、二四二二日であるから、一年を三六五日と三六六日にして、四で割りきれる年を、うるう年としたのである。しかし一〇〇で割り切れても四〇〇で割り切れない年は平年とし、三〇〇〇年たって一日のちいができるだけ、という正確なものができた。

編集後記

今年も残り少く、光陰の矢の如きを今更のごとく感ずるきようこの頃です。本紙もこの号を最後に、また来春お目にかかることになります。

昨年十一月、第一号を発刊以来、皆さま方の御指導と御協力を得て、編集子も駑馬に鞭うちながら、何とか続けてこられたことを感謝いたしております。

こんごもより積極的な御後援をお願いいたします。